

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市立小中学校施設の使用料の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例第3条
	参考事項	栃木市立小中学校施設の開放に関する規則 栃木市体育施設の使用に関する内規
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 4年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市立小中学校施設の開放に関する規則抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第3条の市長が、特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の小中学生を主な構成員とする市内の団体が、青少年の健全育成を目的として屋内体育施設及び特別教室を使用するとき。</p> <p>(2) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>栃木市体育施設の使用に関する内規 (使用料の減免)</p> <p>第4 条例第12条及び規則第7条第1項第2号の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合とは次に定める場合とする。</p> <p>(1) 免除できる場合</p> <p>ア 国又は県の主催するスポーツ行事に使用するとき。</p> <p>イ 市内幼稚園、保育所、小学校、中学校が、一般の利用に支障のない範囲で保育活動、授業、部活動として使用するとき。</p> <p>ウ 市内の小中学校が所属する学校体育連盟が主催するスポーツ行事に使用するとき。</p>	

エ 市内の中学生以下の子どもを対象として、大人の指導者の下で行うスポーツ活動で使用するとき。ただし、営利を目的とした活動は除く。

オ 栃木市スポーツ協会が主催する大会、教室等に使用するとき。ただし、通常の練習は除く。

カ 市民が、市、県又は国の代表選手として強化練習を行うとき。ただし、大会の前1か月の期間とする。

キ 市内の公共的・公益的な団体が、公共的・公益的な使用するとき。

ク 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助人が使用するとき。

ケ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助人が使用するとき。

コ 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者及びその介助人が利用するとき。

サ 市内の総合型地域スポーツクラブが主催するスポーツ行事に、体育施設を使用するとき。

シ 西方総合文化体育館の冷暖房使用料については、市及び市教育委員会が使用する時は免除とする。

ス 屋外運動場夜間照明設備の使用料については、市及び市教育委員会が使用する時は免除とする。

(2) 使用料の2分の1の額を減額できる場合

ア 市内高等学校が、一般の利用に支障のない範囲で授業及び部活動として使用するとき。

(3) 使用料の30%の額を減額できる場合

ア 市内に在住する65歳以上の高齢者が、別表1の施設を平日日中（開場～17時まで）においてスポーツ活動で使用するとき。ただし、個人利用及び面貸（テニスコート）を対象とし、営利を目的とした活動は認めない。

(4) その他市長が特に必要と認めるもの。

（その他の規程）

第5 第4の規定は、栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第8条第1項第2号の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合について準用する。